水田農業の推進と米の需給調整の取り扱いについて

平成29年8月31日 三重県農業再生協議会

1. 水田農業の推進に対する基本的な考え方

主食用米の需要については、人口減少や高齢化の影響により毎年、全国で8万t減少しています。

水田営農を安定的に継続して実施していくためには、平成30年産以降も引き続き需要に応じた米作りをはじめ、麦、大豆、飼料用米等の新規需要米や水田野菜等の地域振興作物の生産が必要です。これらに対応するため各関係機関と協力しながら以下の取組を実施します。

(1) 主食用米

主食用米については、引き続き需要に応じた生産を推進します。 今後は、これまでの取組みに加え、事前契約等の実需と結びついた生産、 需要が高い中食・外食等の業務用途への対応、「みえの安心食材」等の認 証取得による安心・安全な米作りの推進により、さらなる需要に応じた米 生産を推進します。

(2)麦

実需者と連携した需要に応じた生産の体制が確立しており、生産量を上回る需要量があります。

今後も、各地域で確立されているブロックローテーション等の土地利 用システムと集団栽培により、安定生産と単収向上対策を進めます。

(3) 大豆

県内実需者から需要があり、特に安定した生産が求められています。 作付面積は順調に拡大していますが、単収が低く生産が安定していないため、単収向上対策を進めます。

(4) 新規需要米等の非主食用米

麦、大豆の不適地を中心に作付されており、水稲による需給調整作物として生産されています。主食用米と比較して販売単価が低いため多収品種への誘導による低コスト化を推進します。また、地域での需要把握と情報提供についても継続して実施します。

(5) 地域振興作物

水田経営を安定的に実施するため、水田を有効活用した野菜等の高収益品目の導入を推進します。各地域で特色のある振興作物の需要に応じた生産により所得向上を図ります。

2. 米の需給調整の取り扱いについて(平成30年産米からの対応について) 安定的に水田営農を継続実施していくためには、行政による生産数量目標 配分の廃止後(平成30年産以降)も、引き続き需要に応じた主食用米生産 が必要です。

三重県農業再生協議会では、需要に応じた米生産を確実に実施していくためには、各地域にとって、主食用米生産に関する何らかの指標(目安)が必要と考え、これまでの生産数量目標に代わる指標として、主食用米の「生産量の目安」を県農業再生協議会から各地域農業再生協議会に下記のとおり提供することとします。全国で毎年8万tの主食用米の需要が減少するなか、この「生産量の目安」の提供により、各地域で引き続き需要に応じた米生産が実施できるよう推進してまいります。

具体的に提供する事柄

- (1)提供する内容:各地域協議会毎の翌年産主食用米の「**生産量の目安**」(量 (t))
- (2) 提供する時期:12月
- (3) 各地域農業再生協議会毎の主食用米の「**生産量の目安**」の算定方法(平成30年産米):
 - ①国が11月末に公表する「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」により算定する翌年産の全国の需給見通し(生産数量目標)と当年産の需給見通し(生産数量目標)を比較し、全国数量の変化率を勘案し、対前年比率 (%)を求めます。
 - ②平成29年産米の各市町毎の生産数量目標の配分実績(種子分は除く) に、上記①で計算した対前年比率(%)を乗じて、各市町毎の「生産量 の目安」(量(t))を算出します。(種子分については下記④を参照)
 - ③各市町毎の「**生産量の目安**」(量(t))を各地域農業再生協議会の主 食用米の「**生産量の目安**」として提供することとします。
 - ④その他の要素
 - ア. 水稲種子生産圃場に係る「生産量の目安」の計算方法について 採種数量は、平成30年産の採種計画数量を種子用途の「生産量の 目安」とします。平成29年産米の各市町毎の生産数量目標から種子 用途を除いたものに上記①の対前年比率(%)を乗じて算出した主食 用途の「生産量の目安」と、種子用途の「生産量の目安」との合計を 各地域農業再生協議会の主食用米の「生産量の目安」とします。

イ. 基準単収について

農林水産統計に基づき補正計算された市町別の基準単収については、 参考値として各市町毎に算出し提供します。